

「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」との往来について

本学では、感染が拡大している地域について、独自に「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」を定めています。

「感染特別指定地域」との往来は、極力控えるようにお願いします。

やむを得ず、「感染特別指定地域」との往来をする場合は、必ず、「移動先」、「期間」及び「理由」について、所属学科の担任等へ事前に報告してしてから承認を得てください。

「感染特別指定地域」に滞在した場合は、帰県後連続7日間は健康観察、不特定多数との接触を避ける等、感染拡大防止に努めて下さい。

「感染指定地域」への移動については、その必要性を十分に検討し、移動する場合は、十分な感染防止対策を徹底してください。

* 「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」については、以下の URL にアクセスして各自確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

都道府県の医療提供体制の状況（PDF）を開いて確認して下さい。



* 「感染特別指定地域」の基準は、以下のとおりです。

基準：各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上、かつ、感染経路不明割合が50%以上に該当する地域

* 「感染指定地域」の基準は、以下のとおりです。

基準：各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり5人以上、かつ、感染経路不明割合が50%以上に該当する地域

* 隣接県のうち、通学及び買い物などの生活圏域に属する地域については、対象から除きます。